

三原市告示第14号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年2月19日

三原市長 天満 祥典

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス三原本郷店
三原市本郷町（東本通土地地区画整理内）32街区5 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成27年10月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,702 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
店舗建物東側 67台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
店舗建物南側 20台
 - (3) 荷さばき施設位置及びの面積
店舗建物北東側 27.0 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗建物内北東側 9.0 m³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 10 時 00 分

閉店時刻 午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 30 分から午後 10 時 00 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地南側 1 箇所

敷地南東側 1 箇所

敷地北側 1 箇所 合計 3 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分

7 届出年月日

平成 27 年 2 月 19 日

8 届出及び添付書類の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所 5 階）

9 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成 27 年 2 月 19 日から平成 27 年 6 月 19 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

10 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から 4 月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成 27 年 6 月 19 日

三原市経済部商工振興課